

総務企画委員会記録  
<第6号>

平成28年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成28年3月22日（火曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第6号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成28年3月22日 火曜日  
開 会 午前10時3分  
散 会 午後0時45分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 乙第1号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第5号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
- 4 乙第6号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第7号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第8号議案 沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例
- 7 乙第9号議案 沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例
- 8 乙第38号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第39号議案 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 10 乙第44号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 11 乙第46号議案 包括外部監査契約の締結について
- 12 乙第49号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について

- 13 乙第50号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 14 請願平成26年第3号、同第5号、同第7号、請願平成27年第1号から同第3号まで、請願第1号及び第3号、陳情平成24年第84号、同第85号、同第122号、同第129号、同第184号、同第185号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第18号、同第22号、同第23号、同第25号、同第35号、同第43号、同第46号、同第50号、同第63号、同第64号、同第77号、同第96号、同第97号、同第104号、同第105号、同第108号、同第114号、同第117号、同第118号、同第126号、同第140号、同第146号、同第147号、陳情平成26年第1号、同第14号、同第19号、同第23号、同第25号、同第28号、同第32号、同第39号、同第41号、同第42号、同第58号、同第66号、同第72号、同第85号、同第90号、同第106号、陳情平成27年第19号、同第27号、同第31号、同第39号、同第41号、同第46号、同第73号、同第74号、同第79号、同第83号、同第94号、同第113号、陳情第9号、第15号、第25号及び第26号
- 15 閉会中継続審査・調査について

---

出席委員

委員長	山内末子さん
副委員長	仲田弘毅君
委員	花城大輔君
委員	翁長政俊君
委員	具志孝助君
委員	照屋大河君
委員	高嶺善伸君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君
委員	比嘉瑞己君
委員	渡久地修君
委員	當間盛夫君
委員	大城一馬君

委員外議員 なし

---

## 欠席委員

なし

## 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	町田優君
基地防災統括監兼 辺野古新基地建設問題対策課長	池田竹州君
防災危機管理課長	知念弘光君
総務部総務統括監	砂川靖君
企画部長	謝花喜一郎君
参事	下地正之君
科学技術振興課長	富永千尋君
総合情報政策課長	上原孝夫君
地域・離島課長	田中克尚君
地域・離島課副参事	呉屋正行君
環境部環境保全課長	仲宗根一哉君
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課副参事	外間裕朋君
保健医療部健康長寿課班長	宮里勉君
保健医療部生活衛生課班長	大城哲也君
警察本部生活安全部 生活安全企画課長	仲村智成君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案から乙第9号議案まで、乙第38号議案、乙第39号議案、乙第44号議案、乙第46号議案、乙第49号議案、乙第50号議案の13件、請願平成26年第3号外7件、陳情平成24年第84号外62件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長及び企画部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例の

一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 企画部所管の議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成28年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）にございますが、説明はお配りしております平成28年第1回沖縄県議会（2月定例会）議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

議案説明資料の1ページをごらんください。

議案は別冊議案書（その3）の66ページとなっております。

乙第8号議案沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法、いわゆる跡地利用推進法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

概要について御説明いたします。

同法においては、返還までの間、地方公共団体等による特定駐留軍用地内における土地取得制度が設けられておりますが、同法の一部改正によって、返還後も地権者への土地の引き渡しまでの間、土地取得を行うことができるよう特定駐留軍用地跡地に関する制度が新たに創設されております。

そのため、特定駐留軍用地内の土地の取得を目的として設置された沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金を特定駐留軍用地跡地においても活用できるようにするため、同基金条例の改正を行うものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行する予定であります。

以上で、乙第8号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回、返還後もできるということに改正されるのですが、返還から引き渡しまでの期間はどれぐらいを見込んでいますか。

○謝花喜一郎企画部長 返還から引き渡しまでの間は、支障除去措置に要する期間だと我々は捉えております。支障除去措置というのも、今回の跡地利用の改正に伴いまして徹底した支障除去措置を行うということでございますので、規模によってそれぞれ異なりますが、例えば、今回の跡地利用の改正を目指した背景には西普天間住宅地区がございます。51ヘクタールですが、これがおおよそ2年ないし3年かかるとされております。

○渡久地修委員 この支障除去というのは、どういう内容ですか。

○謝花喜一郎企画部長 これまでの跡地というのは、返還された後にさまざまな汚染物質等が発見されたということがございますので、例えば不発弾はさきの大戦によるもの、駐留軍が残したものも含めてまずは行う。それから、汚染物質等があるかどうかも含めて、全て更地にして現状回復するためのものを我々は支障除去措置と言っております。

○渡久地修委員 過去の例からすると、最長どれぐらいかかりますか。

○謝花喜一郎企画部長 おおよそ10年ほどかかっているということでございます。

○渡久地修委員 おおよそ10年というのは平均という意味ですか。

○謝花喜一郎企画部長 例えば那覇新都心地区など、そういったところではそれぐらいかかったということです。

○渡久地修委員 今の普天間基地の先行取得の進行状況を教えてください。

○下地正之企画部参事 普天間飛行場跡地における先行取得の状況ですが、平成24年度に基金を積み立てまして、平成25年度から始めております。平成25年度が3.2ヘクタール、平成26年度も3.2ヘクタール、平成27年度は約2ヘクタール

ルという進捗状況です。

○渡久地修委員 取得面積での進行の割合、あるいは金額ベースでの割合を教えてください。

○下地正之企画部参事 取得面積、金額ともに約48%の進捗状況です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 これは不都合が予想されるのですか。皆さん方が取得目標とする面積に返還後も達し得ない可能性があるかと。だからこそ、事前にそういう法律をつくって、目標を達成できるまで対応できるようにするためと理解してよろしいですか。

○謝花喜一郎企画部長 平成24年4月に改正されました跡地利用推進法では、公共用地の先行取得が返還までの間でできるとされております。

しかしながら、平成25年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画でキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区が平成27年3月末に返還されるとございまして、結局この期間がわずかしかなく、西普天間住宅地区の円滑な跡地利用のためには、公共用地の先行取得ができるまでの期間を「返還まで」から「引き渡し」までの間に延ばす必要があるということで、同法の改正を求めて、それが認められたということとございまして。いわゆる取得できる期間が延びればその分用地はしっかりと確保できますので、西普天間住宅地区以外の土地についても我々県民にとってはメリットがあると考えております。

○翁長政俊委員 対応するにはいい法律だと思います。ただ公共用地に必要な土地の確保については、しっかりと目標どおり達成できるようにさらに努力をしてほしい。現段階で48%、残りの部分についても円滑に取得できるように努力をしていただきたいと思います。と思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 特定駐留軍用地に関する法律ですよね。皆さんは今度のアジ

ア経済戦略構想の中で自衛隊那覇駐屯地の活用を掲げています。これはその部分に該当しないのはわかっているのですが、どうなるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 アジア経済戦略構想で那覇軍港や那覇空港周辺用地を活用した国際物流拠点の拡充がうたわれておりますが、今後はそういったものを踏まえながら、那覇市や地権者会の方々の意向を含めた土地利用が検討されると思っております。

○當間盛夫委員 これまでは周辺といいますか、軍港をとという形のものがあったのですが、自衛隊の那覇駐屯地についてそういった形での文言が出てきたのは今回が初めてなのです。そういった面では、地元の皆さんからすると自衛隊の基地であれ、米軍の基地であれ、同じ基地提供だという認識がありますので、この違いを明確に教えてもらえますか。

○謝花喜一郎企画部長 駐留軍用地と自衛隊用地の明確な違いですが、まず自衛隊の基地は全国各地にございます。しかし駐留軍用地というのは、よく言われることですが、国土の0.6%にすぎない沖縄県に約74%の米軍基地が過度に集中しているということで、この跡地利用推進法の目的は、その駐留軍用地を返還させて跡地利用を円滑に進めるためにつくられた法律だと理解しております。

一方で、自衛隊基地については、先ほども言いましたように全国各地にございますし、国内法の適用もあります。政府によるガバナンスもきいていてと考えておりまして、今の時点で大規模な返還の話も私は承知しておりませんので、今後はアジア経済戦略構想等において返還を求めるということであれば、その際の具体的な対応は今後検討していかなければならないものだろうと考えておりますが、駐留軍用地の跡地利用推進法とは切り離して議論されるべきものと理解しております。

○當間盛夫委員 自衛隊は国内法が適用されるので、そういう認識を持ちながらではありませんが、余りに極端過ぎますよね。駐留米軍の施設に関してはこういう形で明確にいろいろ補償関係なども出てくる。ところが自衛隊の施設は、同じ基地提供でも返還される部分から全く補償も何もない。こういう措置も全くとられないというあり方は、今のうちに皆さんも検討しておかないと、地主会の役員の皆さんはわかっているのですが、地主の皆さんはそういう認識はそんなにないのです。その辺は我々の部分にもなるかと思うのですが、皆さんは



今回那覇駐屯地の活用もしようということを行っているわけですから、やはりこの部分の研究、検討もぜひやってもらいたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 この法律制定の理由は、西普天間地区が急速に返還されたからということだけですか。

○謝花喜一郎企画部長 そのとおりでございます。

○吉田勝廣委員 この法律は、ほかの駐留軍用地が返還された場合にもこの法律が適用できると。そうすると、普通は返還後の跡地利用までの期間は土地代が補償されるということですが、この場合はどのようになりますか。

○謝花喜一郎企画部長 平成24年につくられた跡地利用推進法では、返還から引き渡しまでの間も支障除去措置を徹底することですので、当然のことながらその期間も給付金が支給されます。

○吉田勝廣委員 返還されて、今度は新しい法律が適用されると。支障が除去されるまで5年か10年か跡地利用ができないわけですから、10年間補償されるという意味なのですか。

○謝花喜一郎企画部長 引き渡しまでの間はしっかり補償されます。

○吉田勝廣委員 もう一つ。例えば、返還されたら軍用地料は普通はありませんよね。それが跡地利用推進法の適用でできる。これまで地主がずっと要求し続けたことです。要するに、特定駐留軍用地跡地というのは、返還後さまざまな課題が出てきても、その支障が除去されるまでは特定駐留軍用地と同等に扱われるということと理解していいですか。

○謝花喜一郎企画部長 今回、跡地まで含めたというのは公共用地の先行取得ができるようにするためのものがございます。現状回復されて引き渡しをするということは民法上当然のことで、地権者からするとこの期間は使用収益できないわけがございますので、給付金等が国から支払われるということはある意

味で当然のことです。これは今回の法改正に関係なく支給されるものでございます。

○吉田勝廣委員 急にここが返還されるということでこの法律をつくったと思いますが、要するに、先行取得の期間が余りにも短くて先行取得ができないから、この法律をつくったと理解していいですか。

○謝花喜一郎企画部長 まさにおっしゃるとおりでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 議案説明資料の4ページをごらんください。

議案は別冊議案書(その3)の67ページでございます。

乙第9号議案沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例について、御説明いたします。

この議案は、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、同法の規定を準用する地方自治法及び公職選挙法に基づき署名並びに選挙及び当選の効力に関する争訟に係る書面の写し等を交付することができることとされたことから、当該交付に係る手数料について定める必要があるため、沖縄県政治団体に係る収支報告書等の写しの交付等手数料条例を全部改正し、沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例として整備するものであります。

手数料の額は、沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例において定める手数料の額と同額となっております。

施行日は、行政不服審査法の施行日に合わせ、平成28年4月1日としております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。  
これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。  
よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の請願平成26年第5号外3件及び陳情平成24年第129号外31件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号については知事公室及び公安委員会と、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号については総務部と、陳情平成25年第147号については環境部と、陳情平成26年第66号については子ども生活福祉部と共管になっております。

ただいまの請願及び陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 それでは、企画部に関する請願及び陳情案件について、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理概要を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから5ページ目に請願及び陳情の一覧表がございます。企画部関係では、継続の請願が4件、継続の陳情が31件、新規陳情が1件となっております。

変更のあった事案についてのみ御説明いたします。

11ページをお開きください。

陳情平成25年第50号「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

について御説明いたします。

記4の(1)について、「そのため、平成28年度から、陸上部における光ケーブルを敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施することとしております。」と変更しております。

続きまして、12ページの記5について、「平成28年度」を追記しております。

続きまして、13ページの記6について、「生活コストの低減支援については、平成28年度から「離島食品・日用品輸送費等補助事業」を実施することとしております。これは、これまで5離島で実施していた「離島生活コスト低減事業」を19離島に拡大するものであり、対象離島市町村と協調して小売店に輸送される食品などの輸送経費等を補助することとしております。」と変更しております。

15ページをお開きください。

陳情平成25年第63号水源基金の継続に関する陳情について御説明いたします。

「水源基金解散後の水源地域市町村への支援については、関係機関と協議を行った結果、平成28年度から企業局と共同して、新たに水源地域環境保全事業を実施することとしました。同事業は、水源地域市町村が水源地域特有の行政需要に基づいて実施する各種事業に対し、必要な支援を行うこととしており、これにより沖縄本島の水資源の安定的確保及び水質保全を図ってまいります。」と変更しております。

16ページをお開きください。

陳情平成25年第64号水源基金の継続に関する陳情については、ただいま御説明しました15ページの処理方針と同じ変更となっておりますので、説明を省略させていただきます。

24ページをお開きください。

陳情平成26年第1号LPG等燃料価格の急激な高騰に対する陳情について御説明いたします。

3段落目です。時点修正といたしまして、「平成28年3月時点では320ドル」と変更しております。

32ページをお開きください。

陳情平成26年第41号燃料高騰対策に係る助成金に関する陳情については、ただいま御説明いたしました24ページの処理方針と同じ変更となっておりますので、説明を省略させていただきます。

43ページをお開きください。

陳情平成27年第46号平成27年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に

関する陳情については、先ほど御説明いたしました11ページの処理方針と同じ変更となっておりますので、説明を省略させていただきます。

48ページをお開きください。

陳情平成27年第73号返還跡地西普天間住宅地区の利用及び支障除去に関する陳情について御説明いたします。

記1の(5)について、「しかしながら、集患のあり方を含めた安定的な施設運営の見通しや高額な治療費等が課題となっていることから、これらの課題について、有識者等による検討委員会を設置し、引き続き慎重に調査検討を行ってまいりました。同委員会の報告書では、重粒子線治療施設の導入は、先進的ながん治療の充実を図り、沖縄県民の生命と健康を守る観点から意義を有すること、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げる「アジアにおける先端医療拠点形成」に寄与すること、今回の調査により確認された県外や海外の治療ニーズに積極的に対応し、その集患を図ることができれば、県民の治療費負担軽減を含めた安定的な施設運営が可能となることが示されております。一方で、安定的な施設運営を行うための前提条件として、①県内における放射線治療関係の専門的な医療人材の充実が図られること、②海外集患に向け県内における外国人患者の受入体制が構築されることが課題として示され、これらの課題に十分留意し、引き続き慎重に調査検討を行っていく必要があると取りまとめられております。県としては、当該報告書で示された課題等を踏まえ、施設導入の可否を含めた事業の方向性について、引き続き慎重に調査検討を行っていきたいと考えております。」と変更しております。

51ページをお開きください。

陳情平成27年第74号西系列河川（国頭村7河川）における流水占有許可期間更新に関する陳情について御説明いたします。

記の1及び3については、先ほど御説明いたしました15ページの処理方針と同じ変更となっておりますので、説明を省略させていただきます。

52ページをお開きください。

記4について、「平成28年度において、県関係部局及び沖縄本島内の全市町村が、水源地域の環境保全について共通認識を深め、連携を図っていくための定期的な意見交換の場の設置を予定しております。」と変更しております。

53ページをお開きください。

陳情平成27年第79号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情については、先ほど御説明いたしました11ページの処理方針と同じ変更となっておりますので、説明を省略させていただきます。

一番最後のページになります56ページをお開きください。

新規の陳情第15号国の出先機関の予算・人員体制の拡充を求める陳情のついて御説明いたします。

「県としては、国と地方の役割分担を見直し、地方の自主性・自立性を高めることにより、地域のニーズに応じた政策決定が可能となる真の分権型社会を実現するための改革を着実に推進しなければならないと考えております。

そのため、国、県、市町村等のそれぞれの主体が持てる力を最大限発揮することにより、行政サービスの向上に努め、県民が安全で安心に暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

道州制については、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等を前提とする全国知事会の基本的な考え方や、国民的な議論を踏まえるとともに、本県の地理的・歴史的事情や県民意識などを勘案し、国における道州制の議論の方向性を見据え対応する必要があると考えます。」

以上で、企画部所管の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、基地防災統括監の説明を求めます。

池田竹州基地防災統括監。

○池田竹州基地防災統括監 企画部と公安委員会との共管となっております陳情平成25年第18号については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 基地防災統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、警察本部生活安全企画課長の説明を求めます。

仲村智成生活安全企画課長。

○仲村智成生活安全企画課長 企画部、知事公室との共管に係る陳情平成25年第18号については、タクシーにおける犯罪発生状況の統計数字を平成27年中に変更しておりますので、御説明いたします。

お手元の資料の陳情経過・処理方針の7ページをごらんください。

「平成27年中の県内におけるタクシーでの犯罪発生状況については、24件発

生しており、罪種別では、強盗 5 件、暴行 6 件、窃盗 2 件、詐欺 11 件であります。」

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 生活安全企画課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号について、総務統括監の説明を求めます。

砂川靖総務統括監。

○砂川靖総務統括監 企画部との共管となっております陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号については、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第147号について、環境保全課長の説明を求めます。

仲宗根一哉環境保全課長。

○仲宗根一哉環境保全課長 環境部関連の陳情について御説明いたします。

企画部と共管となっております陳情 2 件のうち、処理概要に変更のある 1 件について御説明いたします。

29ページをお開きください。

陳情平成26年第19号キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する陳情の記の6について、アスベストの除去作業について、来月より施行される沖縄県生活環境保全条例に準じた届け出が提出されたことや住民への情報提供が行われたことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 環境保全課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成26年第66号について、消費・暮らし安全課副参事の説明を求めます。

外間裕朋消費・暮らし安全課副参事。

○外間裕朋消費・暮らし安全課副参事 企画部と共管となっております陳情平

成26年第66号については、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 消費・くらし安全課副参事の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情平成25年第50号の離島・過疎地域の振興についてですが、記4の(1)の処理概要に陸上部における光ケーブルの超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施するとしておりますが、この内容を教えていただけませんか。

○上原孝夫総合情報政策課長 既に新聞等でも御承知かと思いますが、離島地区においては、陳情にありますとおり平成25年からそういう要望がございますので、面整備ということで島内の光ファイバーケーブルの整備をします。それで後年度負担がないように、通信事業者がその事業を行えるように補助事業としまして、今の予定では9割ほどの補助を予定しています。後年度において負担がないようにそのイニシャルコストだけ県が出して、事業者がみずから更新していく。そういうスキームで事業を立ち上げておりまして、平成28年度は与那国町、国頭村を予定しています。

○當間盛夫委員 与那国町、国頭村ですか。この処理概要は、南部離島町村、その周辺の話ではないのですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 南部地区の離島については、平成29年度以降も



引き続き実施するという事で、平成28年から平成31年までの4年間の間にそこに含まれるとなっております。面整備をするに当たって、平成28年度に別途調査事業もやることになっておりまして、8市町村については、スキームをどういった形で行うか、事業の規模を調査しながらこの事業の実施について、また検討を行っていくということになっております。

○**當間盛夫委員** 後で資料をいただければと思います。

本来は民間がやるものですが、民間だと採算が合わないということでやるわけですね。市町村には300億円のソフト事業があるわけですが、その市町村の予算で行おうという形をとっているのか、そうではなくて県の500億円の予算なのか、ハードの部分での予算づけで行おうとしているのか。ちょっとその辺を簡潔に説明をお願いします。

○**上原孝夫総合情報政策課長** 事業について、沖縄県振興一括交付金で県の持ち分を使うということになっておりまして、民間通信事業者に9割の補助をするということを予定しています。この9割の財源の中身が、8割は県の持ち分の沖縄県振興一括交付金、残りの1割は県、残りの1割は市町村が負担ということにしております。

○**當間盛夫委員** この事業は平成28年から平成31年までということですが、およその総事業費はどれくらい予定していますか。

○**上原孝夫総合情報政策課長** 今の概算で45億円程度と考えております。

○**當間盛夫委員** そこまで海底ケーブルが来ているが、なかなか陸上に上げ切れないということで、離島の通信の格差が以前から指摘されていますので、早目に進めていただけたらありがたいです。

次に、継続の陳情平成25年第63号及び64号水源基金の継続に関する陳情についてもう少し詳しく説明してほしいのですが、水源地域環境保全事業を実施すると。これは、どのような中身、形で、これまでと違って地域にどれだけの予算が組み込まれているのか、継続的にどういったことを行うのか、少々事業内容を教えてもらえませんか。

○**呉屋正行地域・離島課副参事** 平成28年度から新規にやる予定であります水源地域環境保全事業については、県企画部、企業局それぞれ500万円ずつ負担

して合計1000万円の事業として実施する予定でございます。

具体的には、北部6市町村に対して助成を行います。具体的な対象事業としましては、林道等の赤土流出防止対策等の森林環境整備に関する事業、それから取水している河川等のしゅんせつ、不法投棄対策等の水質保全に関するもの、周辺農地等からの同じような赤土流出防止対策等の農業開発に関する分野、エコツーリズム等の環境保全の理解促進に関する分野、その4分野を主に対象事業として考えております。

○**當間盛夫委員** 基金としては平成25年で解散したということになっているが、それまでは年間でどれくらいを基金から支出していましたか。

○**呉屋正行地域・離島課副参事** 平成24年度末で基金は解散しましたがけれども、34年間でトータルで約100億円の経費が執行されております。年間にいたしますと、単純に割って3億円程度になるかと思えます。

○**當間盛夫委員** 以前まではその年間3億円の予算、支出ですよ。今度皆さんはどれだけの継続を行うのか、予算をどうふやすのかがありますが、この1000万円という数字はどうやって出てきたのですか。年間3億円の支出があったものが1000万円です。十分だという認識を持ってやったのか。

○**謝花喜一郎企画部長** 先ほども副参事からございましたが、これまで水を供給している6市町村は、みずから森林環境整備に関する分野、水質保全に関する分野、そういった事業を行っていたのであります。これは単費で行っていたわけですけれども、それが地域の財政を圧迫しているという背景がありました。そういったものを受水市町村、県を含めて、負担し合わなければならないということで議論した結果、1000万円の財源でまずは行ってみようということです。

当面、この額でこの事業は進めさせていただいて、その後、水源地域の市町村からのいろいろな御意見を伺いながら、また、予算の拡充等については今後検討していきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** 以前と同じような形で基金的なものを持つようなことをもう少し皆さんも検討したほうがいいと思います。今、那覇市にいて、ダムの貯水がふえて、断水という懸念がほとんどないという状態はありがたい話ではありますが、地元が負担してのことです。そういったことがないように、地元の負担にならない形をもう少し皆さんも検討してもらいたいと思います。

陳情平成27年第73号の西普天間住宅地区の重粒子線治療施設の導入の件ですが、記1の(5)の処理方針に前提条件として県内における放射線治療関係の専門的な医療人材の充実が図られることということですが、県内で実際にどういう形があって、重粒子線治療施設を運営するときには専門の方がどれだけ必要か説明してもらえませんか。

**○富永千尋科学技術振興課長** 今年度、重粒子線治療施設設置検討委員会で取りまとめられた調査報告書では、人材育成については3段階の人材育成が必要だとまとめられています。そのうち今のお話は第1段階に属します、現在県内にいる放射線治療をできる先生は全員で8名いらっしゃいます。これに対しまして、年間の各病院の治療患者数は、平成25年度の実績ですが1868名ということでした。

今後さらに、放射線治療施設の導入が予定されている病院は調査によると3病院あり、こういう動向を見ますと、あと10名程度不足することになるだろうと。まずは放射線治療医の充実を図ることが前提条件として必要なことと、検討委員会では取りまとめを行っているということでした。

**○當間盛夫委員** それと前提条件の2番目に海外集患に向けとありますが、外国人患者の想定を約200名ということがありました、どういうことですか。

**○富永千尋科学技術振興課長** 今の事業収支シミュレーションで用いている推定数ですが、患者数の推定は県内、県外、そして海外の患者、それぞれアンケート調査等で積み上げを行って行って、数を把握しております。その関係から最大値、中間値、最小値、そういうとり方をしまして、そのうちの中間値をシミュレーションに用いています。この時期は10年後の平成37年を起点に推計を行ってしまして、全体の患者数の推計は415名です。このうち海外患者数は193名で、この時点で海外患者が占める割合が47%ということでした。そういうことで海外患者が占める割合が高いということで、検討委員会の中でも医療ツーリズムについては別途いろいろと議論していただきました。国際的な医療ツーリズムの現状として、特に東アジア、例えばタイ、シンガポールこういったところが先進地ですが、そういったところの状況、日本における医療ツーリズムの状況、それから沖縄県の医療ツーリズムの状況というようなことでまとめて議論していただいています。全般的にいうと、アジア諸国がタイで200万人、シンガポールでは100万人の規模で、医療ツーリズムは行われています。内容も心臓関係、がん治療、それから神経内科、肝臓移植、こういった先端系の医療も

行われています。

ただ、日本の場合、まだまだこの数は少ないと言われていて、沖縄県においてもこの実績は少ない。今、実数で言うと、県内で外国人に医療提供している実績が5300人余り。このうち県内の在住外国人は5095名です。外からいらっしやって、何らかの人間ドックもしくは治療を行っている方は188名と少ない。こういった実態を鑑みて、検討委員会では、やはりこれだけの海外からの患者さんがいらっしやるのであれば、その体制を構築することが重要だと取りまとめを行っているということです。

**○當間盛夫委員** 日本の医療のあり方等も変えていかないと一今、タイやシンガポール等の先進地のお話をしましたが、向こうはもう患者数は2000名、3000名です。今度、新聞にも出ていたことですが、社会医療法人豊見城中央病院—豊見城中央病院が国家戦略の特別区域医療特区をとってくる。向こうもそういう陽子線、中性子線の導入も重点的に行ってくる。一方で県の予算、国の予算を使って何百億円とかけて行う。ところが一方民間は、いろいろな借入れ等々を含めながら、自分のところで導入している。この違いは何ですか。

**○富永千尋科学技術振興課長** 1つは県の沖縄21世紀ビジョンの中でアジアにおける先端的な国際医療拠点を形成する位置づけを行っています。そういった中で、日本発の技術である重粒子線治療—陽子線は世界で普及しているタイプですが、日本発のものでかつ治療効果が高いという点で、県がこの検討を進めていく意義があると、そういうふうに考えております。

**○當間盛夫委員** 日本発のという意味がわかりません。

**○富永千尋科学技術振興課長** これは検討委員会の中でも、今回改めまして、先ほども話にありました陽子線治療、中性子線治療といったものの比較検討も行っております。そういう中で中性子線治療という新しい治療法ですが、これは主にこの検討委員会の取りまとめでは、脳腫瘍や脳関係に特化していて、かつまだ治験段階ということで先進医療の対象にもなっておりません。そのため、これはまだ先の話なので、今後の研究開発の動向を注視する必要があるということで、取りまとめられております。

陽子線治療については、重粒子線治療に比べ、比較的その治療回数が少し長くかかる。逆に言えば、重粒子線治療のほうが短くていいということが1つと、もう一つは、世界中で稼働しているこの施設が外国で4施設、国内で稼働

中が4施設であり、これからふえます。その治療実績においてはほぼ8割超えであり、全体で日本の実績が大きいということがあります。そういったことで海外集患などを総合的に考えた場合、重粒子線治療のほうに利があると、調査報告書でも取りまとめられています。

○**當間盛夫委員** この辺は検討していかないといけません。この重粒子線治療も今のアジア、海外のもので4割近くの話が台湾でもできるだとか、いろいろな地方でやってくる、海外でもそういった施設を持ってくるということになると、なかなか海外患者の集患は厳しいものがあるように思いますし、重粒子線は、一度当てると2回はできないといったお話もいろいろ聞こえてきます。では、赤字になったらどうするのかという根本的なものも、県は出させんと言いますが、それでは誰がやるのか。その辺も曖昧にならないような形に……。私は基本的にこれだけのお金を出して県や国がやる必要がないのではないかと。これだけやるのでしたら、その特区をとった豊見城中央病院が中性子線、陽子線を入れるのだったら、そこにも補助をしてあげるくらいの気持ちがないとなかなか理解を得られないのではないのでしょうか。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 13ページの陳情平成25年第50号記6の離島の交通・生活コスト低減支援を早期に実現することについて。今年から離島食品・日用輸送費等補助事業が実施されます。実際の生活コストの値段が、標準的でいいのでしょうかけれども、実際幾ら違いますか。生活必需品、米とか、石油とかというものは。

○**田中克尚地域・離島課長** 大きく分けると、今年度の物価の調査を行っての中で、全体の3割程度、本島を100とした場合、130程度になる結果が出ています。全体的としてそういう数字となっております。

○**吉田勝廣委員** それに対して、19離島に広げて補助金を出すということは、財源的にはどうなのでしょう。

○**田中克尚地域・離島課長** 事業スキームといたしましては、対象となる19離島に所在する小売店に対象品目となる日用品などを輸送した場合の輸送コスト

を補助するという仕組みになっております。こちら輸送実績、これは船積申込書で対象の品目かどうか確認をした上で、この航路事業者に対して支払いをするというスキームを考えています。

○吉田勝廣委員 例えば、鹿児島県も奄美大島とか与論島とかあります。長崎県にもあります。いろいろな離島があって、そういうところは、私が聞いた範囲では、同じ値段ということも聞いております。各県のこの状況を調査されたことがありますか。

○田中克尚地域・離島課長 日用品に関して他県はどうかという県内で調査をしたようなものと同様なものを行った実績はないですが、逆に私たちが平成24年度から実証する中で、大体2割程度の低減効果が出ているというのも出てまして、そういった結果をむしろ鹿児島県から視察に来られたりということがあるので、恐らく物価が高い状況というのは先方にもあるのかなと感じております。

○吉田勝廣委員 そうすると、この5離島は実施していて2割効果があったとすると、実際に1.5倍高かったということですか。

○田中克尚地域・離島課長 先ほど平均で3割程度という話でしたが、実証事業を行ったところは、おおむね4割以上高いところでございまして、沖縄本島を100とすると、142から145程度の差があったところでございます。そこらが20ポイント程度改善し、2割強程度の差に縮まったと実証結果が出ております。

○吉田勝廣委員 30%高いと言っているのですが、この補助事業を実施することによって、軽減は大体どれくらい予測されますか。

○田中克尚地域・離島課長 本会議でも同趣旨の御質問いただいたところでありました。今申し上げたように140が120になった結果はありますが、同じように130あるところが20ポイント下がって110になるかということ、結果を見ないとわからないところがありますので、私たちもしっかり執行して低減効果を出していくということを頑張りたいと思っております。

○吉田勝廣委員 ある程度は予測して事業計画をつくるわけですから一要するに、輸送コストがいわゆる生活日用品に上乘せをされて、そこをゼロにするた

めに航路事業者にお金を投入するのですから、ある程度の予測はできますよね。実際は2割コスト高だから、恐らく1.1倍になるのかなという予測に基づいて補助金を出すわけですよね。

○田中克尚地域・離島課長 先ほど申し上げた調査の中で石垣島や宮古島など大型量販店があるような島も同時に調査をしております、そのあたりの島は、実際に沖縄本島と比べて110程度、1割強くらいというふうに見ております。その大型量販店が入っても、かなり競争環境にある状況でもその程度の差があるので、どうしても130が110になるまでにはいかないかと。実際に市場規模はほかの島はかなり小さいものですから、目標として120を目指すということは、むしろ値下げの指導をすることになってしまうので、難しいかと思っております。

○吉田勝廣委員 そうすると、小さな島々ほど基本的には物価が高いということですね。

○田中克尚地域・離島課長 おっしゃるとおりです。

○吉田勝廣委員 そういう場合は小さな離島、島々ほど輸送費の補助を高くするとか。物価高を抑制するために、かなり輸送費補助をして、格差がないような状況をどうつくっていくかということが今後の課題になりますか。

○田中克尚地域・離島課長 いわゆる離島だからこそかかる特有のコストというのが、まさに輸送経費にかかるころかなというふうに思っております。

一方で委員の御指摘のように市場規模から来るどうしても高く値づけをしないと粗利を確保できないというあたりは、課題の一つとは捉えておりますけれども、そこを解消して完全に100になる政策を行政が打つことができるかということは検討が必要なのかなと考えております。

○吉田勝廣委員 そこまでは言いませんが、限りなく格差がゼロに近いということにどう持っていくかがやはり政策課題と思います。これは踏ん張ってください。

次に、33ページの陳情平成26年第42号について。石油の軽減税率がことしも延長されてよかったと思っておりますけれども、先ほどの離島での問題提起です。1リッター当たり1.5円の課税が輸送費にかかわり、補填するということが、

実際、この標準価格として、石垣島、宮古島などは大きいですから、小さい島々の石油価格は標準で沖縄本島とどれくらいの差がありますか。

○田中克尚地域・離島課長 離島と沖縄本島の石油の価格差ですが、最新の状況で申し上げますと、平成28年1月時点で、離島は1リッター当たり平均137円、同月の本島では107円ということで30円程度の差があるという状況です。

○吉田勝廣委員 これもまた輸送費だから、タンカーが持っていくのか、また石垣島に行ってから、また離島へ行ったりするものですから、またここにプラスアルファがつきます。そういう平均で約30円ですから、小さな町村の離島との格差は大体どれくらいですか。

○田中克尚地域・離島課長 詳細なデータは持ち合わせていませんが、5円も10円も変わるという状況ではなくて、例えば、石垣島に対してさらに二、三円とか四、五円違うということはございますが、10円、20円も違うという状況にはないと把握しております。

○吉田勝廣委員 基本的には、離島にもまた格差が出てくるということですね。

○田中克尚地域・離島課長 平成25年12月から補助制度を一部拡充しまして、まさに小規模離島に対する補助ということで、輸送の形態ごとに倉入料と呼ばれる部分の単価を引き上げるという措置をしまして、その政策の効果もあり差が縮まったと認識をしております。本島と比べましたら依然として差はありますが、宮古島、石垣島など周辺の拠点になるような島と比べて大きな差はないと感じております。

○吉田勝廣委員 皆さんとしましては、その30円の格差をめぐって、今後どういう政策を打ち出しますか。今でも輸送費を軽減したけれども30円の格差があると。本島との30円の格差をもっとなくすためにはどういう政策課題がありますか。

○田中克尚地域・離島課長 30円というのは瞬間風速的なものもあって、平均するともっと低くなると思っておりますが、これまでも委員会でもずっと御指摘があるように、補助制度がありながら依然として本島と離島との格差があると



いうのは私どもも課題と思っています。これも本会議でも答弁がありましたけれども、なぜ格差がより是正するような世界が実現しないのかと、今、アンケート調査等も実施しております。

また、いずれ輸送費補助または期限が到来するときに、また議論が出てくるときに、県内の格差が是正された状態で迎えてまた延長を要望するということになると思うのですが、そういったことになるように県も取り組んでいきたいと思っています。

○吉田勝廣委員 軽減税率は今続いているのですから、30円の格差をどうするかというのが、沖縄県の政策課題です。その政策課題に対して、やっぱり1リッター当たり30円は大きな格差だから、これをどういう形で沖縄県が限りなく本島と一緒に、本島と同じような価格にするかが政策であります。これが10年、20年続くようであれば、ある意味では政策的課題としては失敗だろうと。政策がないということになる。これは限りなく本島に近づけるといのが政策課題であるわけだから、その課題を放置することはできない。そこを皆さんはどう考えるのか。

○謝花喜一郎企画部長 やはりこの価格差というのは、輸送費だけではなく、競争性がない、少ない部分とか、その分この粗利をふやさないといけないということで、全くゼロにするということは難しいかもしれません。

しかし、一方でこういったものをやらなければどうかということ、長崎県とかほかの離島県と比べた場合は、完全に効果は出ていると我々は考えています。先ほど地域・離島課長からもございましたように、さらなるこの圧縮に向けて、こういった方策がよいのかということで、今アンケート調査を行って、その分析も実施してるところです。そういったことを踏まえてさらなる価格差縮減に向けた方策というのを今後検討していくということです。

○吉田勝廣委員 政策課題として、ぜひ踏ん張ってもらいたいですね。

次、51ページの陳情平成27年第74号。先ほどの水源基金の問題です。これは解散した後からゼロからの出発をして、いわゆる水基金を活用しようということで、企業局あるいは県が500万円ずつで合計1000万円を出すと。これは非常に結構なことですがけれども、例えば、先ほど中間委員が言うように、受益者、この水をもらっている方々、従来、水をもらっている市町村も基金を捻出したのだから、ぜひ理解を求める必要があるのではないかと。沖縄市、うるま市、南城市、那覇市であれ、これはとても重要ですから。また、企業局は水道を全部

また広域化しようと、離島含めてですね。そういうことがあるので、ここはこれからの政策課題として、現在1000万円だけれども、やはり水を使用する側にある程度の負担をしていただいて、この水源市町村に対する何らかの措置をしないといけないでしょう。その辺、企画部長いかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 我々も当初はその全受水市町村の負担も求めるという形で調整してまいりました。しかし、受水市町村もいろいろな意見がございまして、既に事業が終わっている中で、どういう形でその支出、財源を確保する説明をするかというような、いろいろな意見がございました。その中で、そうは言いましても、今年度中にある程度見通しをつけるということで、まずは県と企業局で500万円ずつ負担して、1000万円の財源をつくったということでございます。

ただ、提供している側の市町村からは、受水市町村との意見交換の場をぜひつくってくれという要望もございましたので、定期的な意見交換の場も設定します。その中で受水市町村に対して、水源地域の環境保全に対する理解などを求めながら、少しずつこの負担の規模をふやしていけないかということを考えております。まずはこの事業をスタートさせて、受水市町村とも意見交換の場をしっかりとって、事業が実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 芽出ししたことに対して評価します。ただ、いわゆる沖縄県には、この市長会もあるし、町村議会議長会もあるし、町村会もあるわけですよ。そこでもそういう議論をしていただかないと、水を提供する側は環境問題から保全の問題からさまざまな課題があります。ダムをつくられたら、やはり湧水だけではなく、自然環境の問題が出てくるわけです。そういうことは、各受益市町村がある程度理解を示さないとチャースガヤーとなります。そこは、県がリードするか、市長会、町村会、議長会、全部あるわけだから、そういうところで、ある程度議論されながらやらないと、極端に言うと、ヌーガ ワッター ビカー アランナーという話も聞こえてくるわけです。企画部長は次は別に移られるそうですが、経過を知っているのは部長だけですから、ある意味ではそういうところを議長会、市長会、町村会等にも働きかけながら、こういう状況を打開する。今、国頭村から出た陳情に定期的な意見交換の場の設置を予定していますと書いてあるものですから、ここはもう少し前に早く行っていればよかったと思います。来年はまたどうするのかもあるものですから、この辺はどこでアタックするかということになると思うのですが、企画部長どうで

すか。

○謝花喜一郎企画部長 名称等はまだ決まっていますが、やはり意見交換の場を設定するという事は、既にいろいろ意見交換も行って方向性が決まっています。その中で、やはり受水市町村がこの水を提供している北部6市町村の負担をよく理解する。まず相手の実情をよく知り、理解することからスタートしなくてはならないと思っております。いろいろな機会にそういった地域を視察するなどを行って、理解を深めた上でどういった形で対応できるかを個別、具体的に検討していく、この作業はしっかりやっていきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 私も関係者だったから、よくわかります。かんかんがくがくと議論しないとうまくいかない。提供する側と受ける側だからやっぱりかんかんがくがく議論をしながら一つの方向性をつくり出すというのは当然のことです。そのまとめ役は誰がするのか。そこは大事だと思いますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑ありませんか。  
具志孝助委員。

○具志孝助委員 10ページ、社団法人沖縄県対米請求権事業協会に関する陳情についてです。これは平成25年3月の陳情となっていますが、改めて、今、この対米請求権事業あるいは同協会はどういったことをやっているのですか。

○田中克尚地域・離島課長 対米請求権事業協会そのものですが、こういった陳情に御指摘あるような請求権を請求していくことを実施しておりません。設置した定款には、県民全員が戦争被害者であるという認識のもとで、さまざまな地域振興策を実施するという事で、そういった地域振興策を実施している協会でございます。

○具志孝助委員 実際にどういう事業をこれまでやってきたのですか。

○田中克尚地域・離島課長 設立当初のころは、国の補助対象事業にならない、例えば生活道路や排水施設などのハード事業が中心でございました。平成6年ごろに一度事業の見直し、ソフト事業への転換が図られていまして、今は、例

例えば、市町村が実施する地域振興に係る祭りの事業だったり、自治会やNPOが実施するような各種研修であるとか、地域振興に資する事業に対する助成を行っているところがございます。

○具志孝助委員 祭りの助成など、国からの補助対象にならないソフト事業を行っているのですね。

○田中克尚地域・離島課長 ハード事業のときに国庫の対象にならないものと申し上げました。今はソフト事業ですので、国の補助事業の対象になるものが少ないと思うのですが、例えば祭りとかの運営費とかそういった事業費に充てております。

○具志孝助委員 よくわからないのですが、なぜ地域・離島課が所管しているのですか。

○田中克尚地域・離島課長 設立された経緯としては、基地関係、戦後処理ということで、設立当初は基地対策課で所管されていたと聞いておりますけれども、平成18年か平成19年ごろに事業の中身がこういった地域振興に係る助成制度、実態としてそうだとということで地域・離島課へ所管がえがあったと把握しております。

○具志孝助委員 この設立の趣旨からすると、この陳情の要旨にもあるようにもうかなり目的から逸脱しているような感じがします。いわゆる戦時中の土地関連戦災に関する被害補償として、国から120億円の支出金、見舞金10億円、合計130億円という莫大な基金です。これで事業そのものは純粋にどれくらい実施されてきたのですか。当然基金を置いておけば、利殖といいますか、お金もふえてきたでしょう。実際にこの基金が今どのような事業に、純粋に事業費として使用されてきて、基金は幾らくらい残っているのですか。

○田中克尚地域・離島課長 設立経緯として、土地関係事案の解決策としてというところは御指摘のとおりでございます。一方で土地関係事案は当時からしても個別の補償ができないという中で、120億円の国からの支出金をいただいて、それを運用する形で事業を実施する。そして、その形が県民の特定ができないので、県民全員が被害者であるという認識のもとで、全ての人が恩恵を受ける事業に充てることとした基金事業と認識しております。120億円の基金、

これは今、いわゆる果実運用しております、元本そのものは全て残っております。金利がよかったころは年間8億円くらいの収益があったのですが、今は低金利時代ということで、年間2億円から3億円程度の運用益がございまして、先ほど申し上げた事業はこの2億円から3億円の中で実施しているということです。

○具志孝助委員 基金運用でもって逆にふえていると。そうすると実際に120億円の基金が今幾らあるのですか。

○田中克尚地域・離島課長 元本の120億円はそのまま残っております、財政調整基金として残している基金が2億円弱程度ございます。

○具志孝助委員 もう完全に目的外に使用されているのですよね。戦災の被害補償というような直接的な形にはならないのですよね。

○田中克尚地域・離島課長 この基金の設立史を先ほど申し上げたのですけれども、今のこういった事業を行うことが、この戦後補償の形を変えて実施しているということで、この設立された基金の定款にも規定されておまして、そこは私たちは設立当初から目的外ではなく、当初の目的どおりに事業を実施しているという認識でございます。

○具志孝助委員 問題はこの陳情にもあるように、対米請求権事業協会は今どういう形ですか。理事会というのがあって、事務局があるのですが、理事が何名いて、事務局の職員は何名ですか。

○田中克尚地域・離島課長 構成員ですが、沖縄県知事を含む全市町村長が協会のメンバーとなっております。理事は11名おまして、県からは会長を兼ねて浦崎副知事と謝花企画部長が理事として入っております。そのほかは専務理事として県からの派遣の専務理事が1人、あとは各市町村を代表する理事で構成されています。

○具志孝助委員 この構成員は理事が11名ですか。41市町村の全市町村長が会員になるのですか。

○田中克尚地域・離島課長 知事を含めて42名が会員です。理事は11名です。

○具志孝助委員 事務局運営費、事務局職員はどうなっていますか。

○田中克尚地域・離島課長 先ほども申し上げた県から派遣の専務理事が事務局長を兼ねているのですけれども、職員が7名おりまして、市町村から派遣していただいている職員が1人とプロパー職員が2人、嘱託職員が1人、再雇用職員1人、非常勤職員が1人います。

○具志孝助委員 事務局経費は年間幾らくらいでしょうか。

○田中克尚地域・離島課長 賃金としては、年間3000万円から4000万円程度でございまして、先ほど申し上げた運用益の中で経費を賄っております。

○具志孝助委員 そもそも対米請求権事業協会の事業そのものが本来の目的からかなり変質してきていると思います。陳情の要旨にあるように、そろそろ協会は解散して、趣旨に沿った形で、別のもっと効率のよい運用の仕方というようなことも検討すべきではないだろうかと思っています。その辺の議論は理事会では出てこないですか。ここに当該団体の目的の絞り込みの実現、または解散等についても配慮してもらいたい、検討すべきだということを言っているのですが、この理事会では、もうそろそろ我々の使命は終わったのではないか、基金は丸ごと残っているのですから、これはどのようにやるか、もっと効率のよいような事務局一理事というのは、市町村長ですから経費は別にかからないと思うのですが、事務局そのものを独立して置く必要があるか、検討する時期にきているのではないかと思います、いかがですか。

○田中克尚地域・離島課長 議論としては、本来事務とこの陳情の方がその請求をしていくべきとおっしゃっているのはちょっと勘違いがあるのかなと思っていますけれども、私たちは対米請求権事業協会が設立されてから一貫して、これは終わらない事業といいますか、ずっと地域振興という事業を通して、戦後補償といいますか、土地関係事案の処理をしているという認識であります。一方でこういった陳情が来るということで、対米協という名称そのものが勘違いしやすいとか、実態と沿わないのではないかという意見は、理事会なり、会長が諮問する事業調査委員会の中でも御指摘はございまして、検討しているところでございます。

○具志孝助委員 例えば、戦後処理問題でまだ事業が残っていてなかなか解決が進まないというような問題もあります。むしろ、そのような事業もこの基金を利用して早目に促進する。あるいは、解決の内容をより被害者団体、当該団体が納得いくような形で資金運用を有効利用していくこと等も一むしろ、その戦後処理の問題、被災者に対する補償というようなこと等を考えれば、違うような資金運用というか利用の仕方というようなことも検討すべきではないかと意見を申し上げて、終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く知事公室関係の陳情18件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号については、企画部及び公安委員会と共管することから、企画部関係の陳情審査において質疑は終了しております。

また、陳情第9号については、子ども生活福祉部及び保健医療部と共管になっております。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情について、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、新規1件、継続18件の合計19件となっております。そのうち陳情第18号については、先ほど企画部及び公安委員会との共管として御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

継続審査となっております17件については、基本的な処理概要に変更はござい

ませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

資料22ページをお開きください。

陳情第9号原発事故避難者に対する公的支援を求める陳情についてですが、こちらは、子ども生活福祉部及び保健医療部と共管となっていますので、知事公室所管分の処理概要を御説明いたします。

初めに、記1についてであります。

原発事故避難者とは、具体的にどのような避難者を指すのか、その定義についてはさまざまありますが、東日本大震災による避難者数については、復興庁からの照会に基づき、各市町村の協力のもと、月1回調査を行っております。

具体的な調査方法としましては、①被災時に居住していた県別及び②公営住宅や民間賃貸住宅などの避難場所の形態別に集計を行っており、平成28年2月1日現在で707名となっております。

また、毎年、避難者向けアンケート調査を実施するなど、避難生活の長期化による生活状況や今後の意向等の把握に取り組んでおります。

次に、記3についてであります。

ニライカナイカードは、避難生活の経済的負担を軽減するため、県内117の協力企業・団体にカードを提示することより、割引等のサービスを受けることができます。

カードの継続については、被災県からの要請に基づき提供する応急仮設住宅の供与期間が、平成29年3月末まで延長されたことを踏まえ、それまでの間は生活を支える必要性から、さらに1年間延長を行うこととしております。

なお、カードの支給対象者については、福島県からの避難者や岩手県・宮城県で住家被害を受けた方のみならず、協力企業の提案により、災害救助法が適用された青森県、茨城県、栃木県、千葉県を含む7県の市町村から避難された方も広く対象として、サービスが提供されております。

以上、知事公室所管に係る陳情について、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○山内末子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第9号について、消費・暮らし安全課副参事の説明を求めます。

外間裕朋消費・暮らし安全課副参事。

**○外間裕朋消費・暮らし安全課副参事** 知事公室との共管となっております陳情平成28年第9号について、処理概要を御説明いたします。



記2についてであります。

東日本大震災の避難者に対する住宅供与については、被災県からの要請を受け、災害救助法に基づき、国及び被災県の費用負担により行っております。

福島県からの避難者は、平成29年3月31日まで住宅供与することを決定しております。平成29年4月以降の住宅供与については、避難指示区域からの避難者は、今後、判断するとされており、避難指示区域外からの避難者は、新たな支援策を実施されると聞いております。県としては、被災県の方針に基づき、新たな支援策等が実施されるに当たり協力するとともに、福祉制度等の活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 消費・暮らし安全課副参事の説明は終わりました。

次に、陳情第9号について、健康長寿課班長の説明を求めます。

宮里勉健康長寿課健康企画班長。

○宮里勉健康長寿課班長 知事公室との共管となっております陳情第9号について処理概要を御説明いたします。

記4についてであります。

被曝関連健康診断については、国及び福島県において、対象者へ必要な検査体制の整備を行い、実施されております。具体的には、福島県が沖縄県内の医療機関へ委託し、震災時におおむね18歳以下だった福島県民を対象に甲状腺検査を実施しております。福島県以外からの避難者については、原則として福島県と同様に出身県において被曝関連健康診断を実施すべきものと認識しております。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 健康長寿課班長の説明は終わりました。

次に、陳情第9号について、生活衛生課班長の説明を求めます。

大城哲也生活衛生課食品乳肉班長。

○大城哲也生活衛生課班長 知事公室との共管となっております陳情第9号について処理概要を御説明いたします。

記5についてであります。

食品については、東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の後、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」が改正され、食品中の放射性物質の基準値が定められております。

県では、平成24年度以降、衛生環境研究所において県外で生産された食品の放射性物質モニタリング検査を行っており、検査した全てで基準値以下となっております。基準値を超える食品が発見された場合には、食品衛生法に基づき回収・廃棄等の措置が行われることとなっております。県としましては、今後も、県民の食品の安全と安心を確保するため、放射性物質モニタリング検査を継続してまいります。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いたします。

○山内末子委員長 生活衛生課班長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔に願いたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよう願いたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 ただいまの陳情9号についてお聞きしますが、4番の被曝関連健康診断についてお聞きしたいと思います。福島県の事業を県内でも医療機関に委託しているということですが、その実績をまずお聞かせください。

○宮里勉健康長寿課班長 福島県が沖縄県内の避難者に対して実施した甲状腺検査の受診者数は、平成27年11月30日現在54名となっております。

○比嘉瑞己委員 これは福島県が行っていて全国の都道府県でも行われているようですが、その健診の結果がどういったものになっているのか、御存じですか。

○宮里勉健康長寿課班長 甲状腺検査については、先ほど御説明した18歳以下の子供たちに、健康のために甲状腺検査をしております。結果としましては、福島県からいただいた資料等によりますと総じて被曝線量が低いというようなこと等を踏まえて、総合的に判断して、現時点において放射線による影響はないものと、福祉保健では考えているとお聞きしています。

○比嘉瑞己委員 実態として、甲状腺がんの疑いあるいは甲状腺がんと診断された人は何人いますか。

○宮里勉健康長寿課班長 福島県の調査によると、51名の方が悪性ないし悪性の疑いとの判定ということになっております。

○比嘉瑞己委員 そのうち県内の54人の方は含まれているかどうかは把握しておりますか。

○宮里勉健康長寿課班長 これについては個別の県ごとの調査は発表していないことから把握しておりません。

○比嘉瑞己委員 このように細かい結果自体は公表されていないのです。全体というのは、私も資料を見させていただきましたが、1次検査、2次検査という形で行われていて、疑いがかかっている人はもっと多いと思うのです。51名の方がそのように言われていて、全くないとは言えないと思うのです。そういった中で、県内に避難している方たちも不安を抱えていて、こういった陳情にもつながっていると思います。今やられているのは福島県出身の人たちだけですが、県内には皆さんが把握しているだけで707人の方たちが来ているわけです。18歳以下だけじゃなくて、大人の方たちも健康被害を気にしていて、せめてこの健診をやるべきではないかという陳情となっています。そういった意味でこの方針を見ても概要だけになっていて、認識しか書かれていないのですが、今後とも福島県が主体ではあるのですけれども、引き続きこういった健康診断は行うべきだと思うのですが、皆さんはどうお考えですか。

○宮里勉健康長寿課班長 これについては福島県以外の宮城県、岩手県においても福島第一原子力発電所事故に伴う被曝関連健康診断の実施がないということで、あとは、九州で避難の多い、福岡県、熊本県、宮崎県で被曝関連健康診断の実施状況についてお問い合わせしたところ、実施はなしという状況でした。

○比嘉瑞己委員 だからこそ沖縄県がその被災者に寄り添った支援策を求められていると思います。あのチェルノブイリの事故も5年を経過した後に甲状腺がんが大変ふえたという過去の事例もありますので、そういった意味からももっと被災者の皆さんに寄り添った支援が求められていると思います。

そういったことも踏まえて、ニライカナイカードについてお聞きしたいのですが、このカードを持つことによって医療機関でも支援を受けています。皆さんの今後の方針については1年の延長になっていますが、その後について、もう終わり決めつけるのではなくて、引き続き避難者の皆さんの声を聞いて、1年後に打ち切りと断定するような方針を出さないほうがいいと思うのですが、引き続き検討する意思があるのか、そこら辺をお聞かせてください。

○知念弘光防災危機管理課長 ニライカナイカードについては、実は、着のみ着のままで逃げてこられた避難者に、当初の生活を緊急的に支援するために始まった仕組みでございまして、これについては協力企業の好意と負担を伴う形でこれまで5年間に及ぶ継続した支援を可能としてまいりました。こういった官民一体となった取り組みはほかの県には例のない事業でございまして、本当に協力企業の皆様の協力なくてはなし得ない事業だと考えております。支援期間については、福島県からの住宅支援の要請が平成29年3月末まで延長されたために、その間の避難生活を支える観点から現カードの利用期限である平成28年3月から1年間延長しまして、協力企業の方々の幹事会、それから総会を経て、来年の3月で終了することを了承を得たところでございます。

○比嘉瑞己委員 国や福島県の方針を県がそのままそっくり受け継ぐことがなくてもいいと思うのです。これだけ県内の企業の皆様も協力したいという思いがあって、5年たって風化が心配される中で、国民的にもこの問題について引き続きみんなで支えていこうという気運があると思います。この1年間しっかり当事者の皆さんの声を聞いて、打ち切りの方針として決めつけるのではなくて、引き続き声を聞く姿勢を示すべきだと思いますが、いかがですか。

○町田優知事公室長 仮に、ニライカナイカードが1年後に打ち切りになった

としても、私どもとしては一切の支援をしないというわけではなくて、引き続き医療機関からの支援については、その医療機関といろいろ調整を行って、継続できないかということをやっていきたいと思います。それから、そのほかにも、例えば商品券を配付するとか、ニライカナイカードにかわる支援のあり方など、引き続き検討していきたいと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑ありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 20ページ、陳情平成27年第113号ですが、陳情の中の「全住民の島外への避難体制整備の現実性を精査し、県民公開すること。」について、明確な処理方針が示されていませんが、県民公開することについて改めて県の方針を聞かせてください。

○知念弘光防災危機管理課長 県は国民保護計画において全住民の島外への避難体制整備については、国民保護計画では平素からの対応として、基礎的資料として県の地図、道路網リスト、避難施設のリスト、備蓄物資、調達可能物資のリスト、関係機関連絡先の一覧、協定等の準備、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握、島の全住民を非難する場合に必要な運送手段及び避難先までの運送経路、それから島外からの運送手段を受け入れる場合の受け入れ体制の把握としておりまして、市民全員を島外避難させる避難計画などの策定は平時において求められていないということですので、そのため、県の国民保護計画については、有事の避難困難地域を独自に指定することは想定していないために、そういった形での公開というのは今のところ考えておりません。

○高嶺善伸委員 国民の保護に関する基本指針に国民に対する情報提供というのがあり、国民保護措置に関する正確な情報を適時かつ適切な方法で提供するとなっています。そういう意味では、情報提供しないということは、この基本方針に沿っていくとちょっと問題ではないですか。そういう意味で陳情者は離島における避難体制については、現実性を精査して、その概要について公表してもらいたいと言っているのだから、そういうことについて応えていく姿勢がないのか。どうなのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 先ほど言いました県の国民保護計画の平素からの対応についての基礎的資料といったものは、冊子等をつくって公開しており

まして、何か有事が起こった場合にはそういった基礎的資料をもとにして、実際に対応していくことになると思います。

○高嶺善伸委員 安全・安心を守るための情報が離島市町村に説明されていない。住民には何かあったときに自分たちはどこに避難すればよいのか、誰が責任を持つのか、そういった経路も方法も説明されていないのです。そういうことでこういう陳情が出るのです。危機管理のための、平常の自分たちのマニュアルだけではなくて、県民にどう伝えるか、理解を求めるということをやらないと、いろいろな一触即発の状況もありますので、県民を守るための施策については陳情の趣旨にきちんと応えてもらいたいと要望して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 24ページの陳情第9号の記4です。比嘉委員のところと関連しますがけれども、例えば、健康診断は福島県は沖縄県に委託してやっていると言いますがけれども、ほかの県はやっていないと。そうすると、避難した福島県以外の人々からそういういろいろなレントゲン健康診断をしてもらいたいと要望はありますか。

○宮里勉健康長寿課班長 特にそういったお話はお聞きしておりません。

○吉田勝廣委員 例えば、私は宮城県の飯舘村に行きましたが、全村民が避難対象になっているのです。そうすると福島県とは違う、東京電力株式会社がやっているかもしれないけれども、私はよくわからないのですが、こういう飯舘村の方々の健康診断はどうするのか。この方々がもし沖縄県にいた場合は、宮城県に行ってやるのかやらないのか出てくるものだから、この辺は全然要望がないですか。

○宮里勉健康長寿課班長 福島県原発避難者等に関する健康診断については、福島県が内部被曝の検査をしております、そちらで被曝関係の検査は福島県民の方に実施しております。

○吉田勝廣委員 福島県は福島県民が対象になっている。しかし、同じ原発事故の被災者である宮城県飯舘村の人はどうなるのですか。

○宮里勉健康長寿課班長 宮城県については把握しておりません。

○吉田勝廣委員 いらっしゃるのかどうかはよくわからないけれども……。

○宮里勉健康長寿課班長 飯舘村は福島県です。

○吉田勝廣委員 失礼しました。

それでは、その5番目です。「独自基準を設け県内への汚染定着を防止」とありますが、独自基準について検討したことはありますか。

○大城哲也生活衛生課班長 食品についてのみのことになりますが、独自基準の設定についてはデータの蓄積や科学的知見に基づき設定されるものと考えております。現在の基準値については、食品の国際規格を策定している国際食品規格委員会の指標をもとに専門家で構成する食品安全委員会や厚生労働省薬事・食品衛生審議会の答申を受けまして、国が設定した基準であります。そのため、適正な基準と考えております。したがって、食品については県独自の基準値を設定することは考えておりません。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情等の採決方法等について協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、乙第5号議案沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例、乙第6号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第7号議案沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、乙第8号議案沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例、乙第9号議案沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例、乙第38号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例、乙第39号議案風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び乙第50号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案から乙第9号議案まで、乙第38号議案、乙第39号議案及び乙第50号議案の10件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第44号議案車両損傷事故に関する和解等について及び乙第46号議案包括外部監査契約の締結についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第44号議案及び乙第46号議案の2件は、可決されました。



次に、乙第49号議案沖縄県教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第49号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、請願等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子